

自筆証書遺言書の作成

ご自身で遺言書を作成するためには

- 遺言者の財産調査
- 遺言書の内容を決定
- 下書きを作成
- 紙、ペン、印鑑、封筒を用意
- 遺言書を清書する
- 日付、署名、押印
- 書き間違いがないか確認する
- 遺言書を綴じて、封筒に入れて封印
- 遺言書を保管する

遺言者(ご自身)の財産の調査

- ロ 遺言書を書く前に、遺言書で相続させる
ご自身の財産を調査して目録にまとめます。
- ロ 不動産や現金・預貯金、有価証券、貴金属な
どのプラスの財産だけでなく、ローンや借入
金、未払金といったマイナスの財産について
目録を作成することも必要です。

遺言書の内容を決定

- 調査した財産をもとに、「誰に」、「どの財産を」、「どれだけ相続させる」のか具体的な遺言内容を決めます。
- 不動産や現金・預貯金など財産の分割だけでなく、お墓のことや家族に対する思いも考えておくのもよいことです。

遺言書の下書き

- 自筆証書遺言は、自筆で書く必要があるので、事前に下書きをしておきます。
下書きはワープロで作成することも可能。
- 「誰に」、「何を」、「どれだけ相続させる」と書きます。「譲る」、「渡す」、「継がす」などの表現は使用しないこと。

紙、ペン、印鑑、封筒を用意

- 遺言を書く紙は、どんな物でもよい。チラシの裏でも有効ですが・・・。
- 筆記具はボールペン、万年筆、筆など消えない物であること。
- 印鑑は、認め印でも可能ですが、実印の方が望ましいです。

遺言書を清書する

- ロ 「遺言書」、「遺言状」といった表題があれば、遺言であることが一目でわかります。表題がなくても遺言として有効です。
- ロ すべて自筆で書く。清書ではワープロや代筆は禁止。縦書き横書きのどちらでも自由。

日付、署名、押印

- 日付は××××年□□月△△日と具体的な日付を書きます。「××××年□□月吉日」と書くのは無効です。
- 最後に遺言者の署名、押印をします。署名は遺言者が自書します。
- 夫婦共同遺言は無効。

書き間違いがないか確認

- ワープロなどで作成した下書きをもとに清書しますが、誤字、書損じがないことを確認。
- 訂正箇所があれば、訂正もしくは最初から書き直すことが必要。
- 訂正方法が間違っていれば無効になります。

遺言書を綴じて、封印

- 遺言書の内容を秘密とするためには、封筒に入れて封印します。
- 封筒の表面には「遺言書在中」、裏面には封をした日付と遺言者の名前を書きます。
- 遺言書に押印した印鑑で封筒に押印します。

遺言書を保管する

- 遺言書の保管場所または保管者を検討します。
- 発見されにくい場所だと、紛失したり、遺産分割手続き後に見つかることがあります。
- 信頼のおける人に保管場所を伝えておく、または、死後に直ちに見つかる場所に保管。

自筆証書遺言の検認

- 自筆証書遺言は、家庭裁判所での検認手続きが必要です。
- 遺言書の保管人もしくは遺言書を発見した相続人が家庭裁判所に申し立てます。
- 遺言書の存在と状態を認定すると同時に偽造を防ぎます。